

NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



●2015 年度総会第 5 回理事会報告

2016 年 5 月 11 日（水）14 時から、フォレスト仙台 2 階第 8 会議室において、第 5 回理事会を理事 10 人（書面議決 1 人）と監事 2 人の出席で開催しました。議決事項として、1. 2015 年度決算・2016 年度予算案の確定、2. 2016 年度総会議案の確定、3. 2016 年度総会招集通知、4. 2016 年度主要日程（2 次案）について、全員異議なく議決しました。協議事項は介護ネットワークみやぎの基本理念について協議しました。報告事項は、1. 2015 年度監事会開催（案）、2. 実務担当者会議開催（案）、3 「情報の公表」調査事業報告、4. 地域密着型サービス外部評価事業報告、5. 福祉サービス第三者評価事業報告、6. 介護保険制度政策立案チーム報告、7. 宮城県認証評価制度検討会・宮城県認証評価制度運営業務報告、8. その他、弔慰基準（内規）、名義後援報告について確認しました。

2016 年度総会のお知らせ

日 時：2016 年 6 月 8 日（水）13：30～16：00

場 所：フォレスト仙台 2F 第 5・第 6 会議室

第 1 部 13：30～14：40

記念講演「地域包括ケアと次期介護保険改正」

～事業所の方向性を考える～

講師 服部メディカル研究所 所長 服部万里子さん

第 2 部 15：00～16：00

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2016 年度総会

第 2 回実務担当者会議・拡大研修会のお知らせ

日 時：2016 年 7 月 13 日（水）13：30～17：00

場 所：フォレスト仙台 5F 501 会議室

1. 福祉サービスに関する苦情解決の第三者委員 2016 年度研修・苦情報告会 13：30～14：20

2. 拡大研修会 14：30～16：00

テーマ「高齢者を取り巻く問題」

～貧困、虐待、認知症列車事故判決等を中心に～

講師 弁護士 佐藤由紀子先生

3. 実務担当者会議 16：00～17：00

介護ネットワークみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護ネットワークみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県医連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・企業組合労協センター事業団東北事業本部

●2016 年度介護ネットみやぎ年間計画

	総会	理事会	実務 担当者 会議	情報の公表 ・外部評価 調査員研修	情報の公表 事業推進 委員会	情報の公表 向上検討 委員会	福祉サービス 第三者評価 事業推進検討 委員会	その他
2016 年 4 月							20 日 (水) 第 1 回	
5 月		11 日 (水) 第 5 回	18 日 (水) 第 1 回		27 日 (金) 第 3 回			
6 月	8 日 (水) 総会	8 日 (水) 第 1 回						28 日 (火) 第 1 回 外部評価 審査委員会
7 月			13 日 (水) 第 2 回			下旬 第 1 回	20 日 (水) 第 2 回	
8 月				下旬 第 1 回				
9 月			15 日 (木) 第 3 回					
10 月		12 日 (水) 第 2 回			26 日 (水) 第 1 回	19 日 (水) 第 2 回		
11 月			10 日 (木) 第 4 回	17 日 (木) 第 2 回			16 日 (水) 第 3 回	
12 月		14 日 (水) 第 3 回						
2017 年 1 月								
2 月			16 日 (木) 第 5 回			16 日 (水) 第 3 回		情報の公表 苦情解決 第三者委員 報告研修会 初旬予定
3 月		8 日 (水) 第 4 回		16 日 (木) 第 3 回	22 日 (水) 第 2 回			福祉サービス 第三者評価 調査者研修 下旬予定
4 月								
5 月		17 日 (水) 第 5 回			24 日 (水) 第 3 回			
6 月	9 日 (水) *仮	9 日 (水) 第 1 回 *仮						

●2015 年度第 3 回「情報の公表」「外部評価」調査員合同研修報告

2016 年 3 月 18 日（金）10 時 30 分から 15 時まで、フォレスト仙台 5 階第 501 会議室において調査員 36 人の参加で開催しました。

午前の部では、高橋悦堂さん（臨床宗教師・普門寺副住職）から「臨床宗教師の取り組み～生老病死を思うこと、地域における宗教の力について～」と題して、臨床宗教師の活動などについて講話していただきました。

臨床宗教師と名付けたのは訪問診療医の故岡部健（おかべたけし）医師でした。臨床宗教師とは、布教を目的にせず、宗教や宗派の枠を超え、患者さんやその家族の求めに応じて心のケアを行う宗教者のことです。高橋悦堂さんは、岡部健医師と共に在宅緩和ケアの現場で関わり、現在、その他の医療機関や介護事業所など各方面から講演を依頼され活動しています。また、東日本大震災後、移動式傾聴喫茶「カフェ・デ・モンク」を始め、被災者や様々な方々とお茶を飲みながら、いろいろな思いに耳を傾け、心に寄り添う活動も行っています。高橋さんの活動を紹介した ETV 特集「臨床宗教師～限られた命とともに～」を視聴しました。がん末期の A さんや神経性難病の M さんが自分の心の内を話し、穏やかな表情になっている様子から高橋さんの人柄がうかがえ、臨床宗教師の役割や重要性を感じました。改めて自分自身の行いなどを振り返り、これからの生き方などについて考える機会になりました。



臨床宗教師・普門寺副住職 高橋悦堂さん

午後の部では、2015 年度の「情報の公表」「外部評価」訪問調査を振り返り、感じたことや、2016 年度に向けて「これから勉強したいこと」などについて調査員一人ひとりからお話いただきました。

●2015 年度第 1 回福祉サービス第三者評価内部研修報告

2016 年 3 月 31 日（木）10 時から 16 時まで、フォレスト仙台 5 階第 501 会議室において第三者評価調査者 14 人の参加で伝達研修を行いました。

「平成 27 年度宮城県福祉サービス第三者評価調査者継続研修」、「福祉サービス第三者評価調査者全国研究大会」、「平成 27 年度第三者評価事業評価調査者リーダー研修会（保育所）」に参加した評価調査者から、研修内容について伝達していただきました。福祉サービス第三者評価の評価調査者として求められる役割と倫理を理解し、評価の事前分析・事前準備のあり方や実際の評価に関する演習等を行い、訪問調査時の留意事項及び評価結果のとりまとめの方法について学びました。また、福祉サービス第三者評価の現状や動向、評価機関や評価調査者の課題、第三者評価事業の目的などについて再確認しました。

<保育所における第三者評価の受審について>

目的	○ 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として、保育所における第三者評価の受審を推進。
現状	○ 福祉サービス第三者評価事業に関する指針(H16.8局長通知 ※1)、保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(H17.5課長通知 ※2)に基づき、受審を推進。 ○ 平成27年4月施行 子ども・子育て支援新制度では、保育所等について、第三者評価の受審を努力義務化。 ※1 評価機関の質の向上を図る等の観点から、H26.4に改定 ※2 H23.3に改定
課題と対策	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p><課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受審の促進 2 評価機関の質の向上 3 受審コストの負担 </div> <div style="flex: 1; text-align: center; font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="flex: 2;"> <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て会議などでの議論を踏まえ、以下の対応を行うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度末までの5年間で、すべての事業者において受審・公表が行われることを目標とする。 ・ 新たな指針及びガイドラインに基づく、質の高い第三者評価の推進 ・ 5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助する。 </div> </div>

● 友誼団体活動紹介

宮城県保険医協会

戦後まもなく、誰でも安心して受けられる医療制度の実現のため、医師、歯科医師たちの自主的な活動が各地で始まりました。その後、1961年に国民皆保険制度が実現する中で、それに応え、より良い医療を実現しようと設立されたのが保険医協会です。「保険医」とは知事の登録により健康保険の診療をおこなう医師、歯科医師のことを言います。宮城県保険医協会は、1971年に設立され、現在1,600名の会員がおり、全国の保険医協会で作る全国保険医団体連合会には10万4千名の医師・歯科医師が加盟しています。医科歯科が一緒になった団体は、世界的にも珍しいようで、当会の特色となっています。また、国民、県民と共に医療改善の運動を進めるという視点を大事にし、市民講演会、シンポジウムの開催や福島原発事故を機に放射能・公害環境問題にも取り組んでいます。

保険証1枚で全国どこでも医療を受けられる優れた制度も、政府の医療費削減策により劣化の一途となっています。ベッド削減で入院が困難になったり、自己負担を増やすことで外来受診を制限したり、一部の薬を保険から外す、など様々な改悪が進行しています。当会は、今、こうした問題を広く知ってもらおうと署名運動に取り組んでいます。今後とも皆様のご支援をいただければ幸いです。

(宮城県保険医協会 事務局長 鈴木和彦)

特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会

平成8年に、思いを同じにする呼びかけ人3人により立ち上げ、宮城県から全国に発信し全国ネットまで展開して来ました。平成9年から3年間で『宮城県で全国大会を実施し200人も集まるだろうか?』と、思ったのが初年度から600人も集い、3年目には1,000人を超え福祉大の協力を得て会は大きく躍進致しました。それは、時代の追い風に乗って大規模施設に不満を持った一般市民と、熱い思いを持った小さな宅老所が、全国各地に点在していた小さい居場所の代表が、声を上げたということでした。

宅老所とは、自分たちの介護が時代に求められ、ご本人様の思いを大事にし、限りなく家庭に近い環境で普通の生活をするのができ安心して帰るもう一つの家があり、家族と共に豊かに終えるための仕組みは最初からあり“来る者こばまず、去る者追わず、心地よく寄り添える人がそばにいて遠慮することなく自分らしく人生を謳歌し我が人生に悔いなし”と、暮らせるところです。人数にもこだわり、できるだけ小さなグループで認知できる能力によって暮らす空間が選べ、無理をせず、自己決定が表現できる場所なのです。

当会は、介護保険制度の中では、介護保険制度に基づいた「介護サービス情報の公表」宮城県指定調査機関として活動をしていた経緯もあり、これからも地域福祉の向上に関する事業、認知症の啓発事業、他機関の福祉関連事業、市民組織の連携、福祉オンブズマンに関する事業等、会員の皆様と連携を図り広く社会に寄与するのが、私たちの役割です。引き続き、まだ制度に合わない一人ひとりの声に耳を傾け、ゆっくりと進みたいものです。

(特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会 代表理事 伊藤壽美子)



代表理事 伊藤壽美子さん



会の活動の一環「移動研修会風景」